

大町市小学校跡地利用基本方針

1 背景と目的

急激に進む少子化に対応した的確な施策を総合的に推進するため、平成 30 年度の「少子化社会における義務教育のあり方検討委員会」、令和 2 年度の「市立学校通学区域再編審議会」等の協議を経て、令和 3 年 9 月に「大町市学校再編基本計画」を策定（令和 4 年 10 月改定）した。

方針では、中学校の通学区域は、旧大町市の行政区を一つの通学区域として、第一中学校と仁科台中学校を再編することとし、仁科台中学校の校舎を使用した大町中学校が令和 5 年 4 月に開校した。

また、小学校は、大町・平の行政区を一つの通学区域として大町北部小学校に、常盤・社の行政区を一つの通学区域として大町南部小学校とし、それぞれ令和 8 年 4 月に新小学校として開校することとなった。

なお、新小学校の校舎については、大町北部小学校は旧第一中学校校地を使用し、大町南部小学校は現大町南小学校校地を使用することとしたため、令和 8 年 4 月以降、大町西小学校、大町北小学校、大町東小学校の 3 校が空き校舎となる。

学校施設は施設規模や立地条件等に鑑み、市にとって貴重な財産であり、これらの有効活用は、効率的な行財政運営をはじめ、コミュニティの活性化や地域経済の発展等、市の将来のまちづくりに大きく寄与するものである。

こうしたことから、今後の小学校跡地利用の検討についての指針とするため、跡地利用の基本的な考え方について「大町市小学校跡地利用基本方針」を定める。

2 学校跡地利用の検討の基本的な考え方

(1) 基本方針

学校跡地の利活用の検討に当たっては、各種の法令遵守はもとより、市が定める総合計画や公共施設等総合管理計画、都市計画などのまちづくりの方針等との整合を図りながら、地域活性化等を考慮した有効な活用方法を検討する必要がある、将来的な財政状況等も勘案し、市だけではなく、民間による利活用も含めた検討が重要となる。こうしたことから、学校跡地の利活用は以下の基本方針に基づく検討を踏まえて総合的に判断することとする。

なお、検討に当たっては、基本方針に沿って検討を進めることを基本としつつ、多角的な視点から検討、議論を深めることとする。

ア 市による公共的な利活用

小学校跡地は校地、施設規模が大きく、維持管理費を含むこれまでの投資規模等を考慮し、まず行政財産として、他の公共施設としての利活用のほか、公共事業に関連する活用方法を検討する。

イ 民間事業者等との連携

公共施設等としての利活用が見込まれない場合は、民間主導又は官民連携などの方策を検討し、将来のまちづくりや地域の活性化に資する事業展開につなげるため、民間事業者等による利活用を検討する。

ウ 財産の処分

市の公共施設としての活用及び民間事業者等との連携による利活用が見込まれない場合には、売却等の処分の検討を行う。この場合においては、地域の活性化や人口減少対策に資するものとする。

なお、財産の処分に当たっては、小学校施設は、災害対策基本法で定める指定避難所に指定されていることなど、施設の処分までの間、施設の特性に留意する必要がある。

3 検討の進める上での留意点

- (1) 跡地活用の検討に当たっては、市公共施設の機能移転、集約利用案、公共事業に関連する利用案など、庁内から募集することとする。
- (2) 庁内からの募集と併せ、市民、在校生及び在校生の保護者からの意見も募集することとする。
- (3) 民間主導又は官民連携により活用を検討する場合は、あくまでも市による公共的な利活用が見込まれない場合とし、行政としての残すべき機能を精査した上で、民間事業者等からの活用方法を公募する。
- (4) 上記の(1)及び(3)が見込まれない場合は、除却の検討を行うこととするが、除却については、公共施設等適正管理推進事業債を活用するため、集約化・複合化した施設の供用開始から5年以内に実施する。

* 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）は、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化、複合化等に伴う施設の除却事業が対象に追加されている。ただし、地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象となる。

- (5) 活用方法の検討に当たっては、庁内検討組織を立ち上げることとする。